

別紙

諮問第656号

答 申

1 審査会の結論

「私の優生保護台帳」を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私の優生保護台帳」（以下「本件請求個人情報」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成30年3月2日付けで行った非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

国の法律（旧優生保護法）に関わる文書が、ある地域（例えば宮城県など）には存在し東京都には存在しないのは不条理であるから、本件非開示決定は違法・不当である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

都は、本件開示請求に対し、旧優生保護法（昭和23年法律第156号。以下「旧法」という。）に係る公文書のうち審査請求人の情報が記載された公文書は確認できなかったため、該当文書の不存在を理由として、条例14条1項により非開示の決定をした。

旧法3条に規定の本人の同意に基づく任意の優生手術は、医師の認定により実施され、

都道府県優生保護審査会（以下「優生保護審査会」という。）による審査を要しないため、都が保存し得る公文書としては、医師から都道府県知事へ提出される旧優生保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号。以下「旧法施行規則」という。）27条に規定の優生手術実施報告書（別記第12号様式(一)）及び優生手術実施報告票（別記第12号様式(二)）等が挙げられる。旧法4条に規定の本人の同意を要さない強制優生手術は、医師による優生保護審査会に対する強制優生手術の審査の申請に基づき、優生保護審査会で審査が実施され、優生手術の実施の適否を決定し、当該結果を優生手術を受ける方に通知していたため、都が保存し得る公文書としては、医師からの優生手術申請書、優生保護審査会議事録、優生手術適否決定通知書、優生手術実施医師指定通知書並びに上述の優生手術実施報告書及び優生手術実施報告票等が挙げられる。

しかし、当該事務は既に平成8年に廃止されており、審査請求人が求める公文書は昭和〇年のものであり、当時の東京都文書管理規程（昭和24年12月東京都訓令甲第196号）の文書の保存期限の分類は、永久保存、10年保存、5年保存及び1年保存の4種類のみであったため、現行の審査会等の文書の保存期間に照らすと、最長でも10年保存に該当すると思われる。その場合、優生手術が行われた昭和〇年から既に10年以上経過しているため、仮に当時存在していたとしても、廃棄済みで存在しない。なお、永久保存文書に該当していた可能性もあったため、当時の永久保存文書（現在の東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号）では長期保存文書）を保存する東京都公文書館に対しても確認を行ったが、該当文書はなかった。

以上のことから、上記非開示決定に至った。

なお、都では、旧法に関する公文書の保存状況について、本件非開示決定後の平成30年4月に病院等を対象とした調査を行い、都立病院等の都立施設において個人の情報が記載された記録が発見された。しかし、その中にも審査請求人の情報は含まれていないことを確認している。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 7月13日	諮問
令和 2年 2月14日	実施機関から理由説明書收受
令和 2年 2月21日	新規概要説明（第202回第二部会）
令和 2年 7月17日	審議（第203回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

ア 本件開示請求に係る決定について

本件開示請求に対し、実施機関は、本件請求個人情報不存在であることを理由とする本件非開示決定を行った。

イ 旧優生保護法について

旧法とは、昭和23年から、現行の母体保護法に改正される平成8年までの間施行されていた法律である。旧法は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的に掲げ、優生手術、母性保護、優生保護審査会、優生保護相談所等について規定されていた。旧法は、戦後の混乱期における人口急増対策と危険な闇堕胎の防止のため、人工妊娠中絶の一部を合法化したもので、その内容の是非をめぐっては、常に議論があった。さらに、「不良な子孫の出生を防止する」という優生思想に基づく部分は障害者差別であるとの批判から、改正を求める声が多かった。このため、旧法のうち、優生思想に基づく部分を削除する改正が行われ、法律名も母体保護法に改められた。

ウ 優生手術について

旧法では、医師は、一定の事由に該当し、本人及び配偶者の同意がある場合に、優生手術を行うことができる旨規定されていた。他方、旧法では、医師は、遺伝性精神疾患や顕著な遺伝性身体疾患等にかかっている者について、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めた場合に優生保護審査会に優生手術の適否に関する審査を申請しなければならない旨、また、非遺伝性の精神疾患等にかかっている者について、その保護者の同意があった場合に優生保護審査会に同様の審査を申請することができる旨が、それぞれ規定されており、これらの審査において優生手術が適当であると認められた場合は、本人の同意が無くとも優生手術が行われていた。

また、優生手術を行った医師は、その月中の手術の結果を取りまとめ、手術の翌月に都道府県知事に届けなければならない旨、規定されていた。

都では、旧法に基づき、優生保護審査会の運營業務を行っていたが、平成8年に旧法が廃止されたことに伴い、同年に当該事務についても廃止した。

エ 本件請求個人情報の不存在妥当性について

審査会が実施機関に確認したところ、実施機関は、本件請求個人情報を審査請求人が受けたとされる優生手術（以下「本件手術」という。）の実施に係る一連の経緯及び手続に関する情報と捉え、広く探索を行ったとのことである。

審査会が旧法及び旧法施行規則を見分したところ、優生保護審査会に優生手術の申請が行われる際には、医師から優生手術申請書が同審査会に提出されること、同審査会においてその適否が判断される際には、優生保護審査会議事録、優生手術適否決定通知書及び優生手術実施医師指定通知書が作成されること、また、優生手術実施後には、医師から優生手術実施報告書及び優生手術実施報告票が都に提出されることとなっていたものと認められ、本件請求個人情報には、本件手術に関するこれらの公文書（以下「本件手術に関する文書」という。）が該当し得ると考えられる。

また、審査会が反論書を見分したところ、審査請求人は昭和〇年に本件手術を受けた旨主張していることが確認され、その場合、本件手術に関する文書は、本件手術の実施と同時期に実施機関において保有されるに至ったと考えられる。当時の東京都文書管理規程を見分したところ、同規程に定められた文書の保存期限

の分類は、永久保存、10年保存、5年保存及び1年保存の4種類であることが確認された。

本件手術に関する文書保存期限について、実施機関は、所管する現行の審査会等の文書の保存期間に照らすと、いずれも最長でも10年保存に該当すると考えられ、その場合、本件手術が行われた時期から既に10年以上経過しているため、仮に当時本件請求個人情報が存在していたとしても、廃棄済みで存在しない旨説明する。

また、実施機関は、本件手術に関する文書が永久保存文書に該当していた可能性も考慮し、当時の永久保存文書を保存する東京都公文書館に対しても確認を行ったが、該当文書の存在は確認できなかったとのことである。

審査会において検討すると、本件手術に関する文書保存期限は現時点で判明しないものの、永久保存文書の中には本件手術に関する文書が確認されなかったことから、本件手術に関する文書の保存期限は、最長でも10年であると考えられるが、仮に10年保存であったとしても、本件手術が行われた時期から現時点で10年以上経過しているため、本件手術に関する文書は既に廃棄済みであると考えるのが相当である。

したがって、本件請求個人情報が存在しないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

以上のことから、本件請求個人情報について不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

審査請求人は、反論書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、原処分における保有個人情報非開示決定通知書の「2 開示をしない理由」欄には、「当該文書が存在しないため」と記載されており、実施機関が本件開示請求に対し、どのような理由で当該文書が存在しないという結論に至ったのかが十分に明記さ

れているとは言い難い。今後、実施機関においては、開示請求に係る事務手続について適切に対処することが望まれる。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子